# 定例監査の結果

### 1 監査の期間

平成31年2月26日から平成31年3月15日まで

#### 2 監査の対象

(1) 対象部課

環境部 ごみ減量課及び環境事業所

## (2) 対象期間

平成30年 4月 1日から平成31年1月31日

#### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、 事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等に よる審査を実施した。

## 4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) ごみ減量課

- ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。
- (ア) 分別収集業務委託契約書の契約金額が、訂正印にて訂正されているものがあった。
- (イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する正当な理由の記載が不明確なものが散見された。
- (ウ) 予定価格を決裁しているものがあった。
- イ し尿くみ取り一時中止通知書について、不服申立に係る教示文の記載がされていないものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

#### (2) 環境事業所

ア 契約事務において、業務委託契約書に公租公課等の負担責任に係る規定を設けることなく、収入印紙を市の負担としているものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。